三田市 LINE 公式アカウント情報配信システム 構築・運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1)業務名

三田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務

(2)業務の目的

LINE を用いることで、スマートフォン利用者を対象に一元的な情報発信を行うとともに、緊急情報の一斉通知に加え、利用者の属性に応じたプッシュ型の情報発信の強化を目的とする。また、行政の情報だけでなく、その他団体の情報が掲載されているウェブサイトへ誘導する情報プラットフォームとしても活用する。

(3)業務内容

別紙「三田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託仕様書」に示すとおりとする。

- (4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
 - ①LINE を活用したターゲットごとの効果的な情報発信の方法について ②LINE を活用したターゲットごとの効果的な情報発信の運用の方法について
- (5)履行期間(構築業務委託契約期間)

契約日 から 令和3年10月31日まで(予定)

(6)システム利用期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで(予定) システム利用期間に応じた費用は一括して支払うものの、利用期間中にサービス停止等により、以後、システムの利用を行えない場合に、その期間に応じた金額を返還する旨の覚書を締結する必要がある。

2 予算

委託料の見積限度額は6,591,200円(消費税及び地方消費税を含む。) とする。

- ※これは契約時の予定価格を示すものではない。
- ※提案価格はシステム構築費、システム利用期間内の利用料・サポート費用を含む。
- ※ただし、サポートの費用・内訳等については随意契約時に再度協議する。

3 実施方式

「公募型プロポーザル」とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

| 内容 | 年月日 |
|----------------------|----------------|
| 参加表明書の提出期間 | 令和3年6月25日(金)から |
| | 7月 7日(水)まで |
| 質問書の受付期間 | 令和3年6月25日(金)から |
| | 7月 2日(金)まで |
| 質問への回答期日 | 令和3年7月 6日(火) |
| 参加資格審査結果(選定・非選定)の通知 | 令和3年7月 9日(金) |
| 技術提案書等の提出期限 | 令和3年7月21日(水) |
| プレゼンテーション(ヒアリング)の実施 | 令和3年7月26日(月) |
| プロポーザル審査結果の通知 | 令和3年7月下旬 |
| 以後のスケジュールは、選定事業者との協議 | により決定する。 |

[※]各実施日は、事務の都合により変更される場合があります。

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 基本的要件

①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者。

<プロポーザル参加のための確認書類>

| 法人 | 個人 |
|---------------------|---------------------|
| 商業登記履歴事項全部証明書 | 後見登記等に関する証明、破産に関する |
| | 証明 |
| 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明 | 所得税・消費税及び地方消費税の納税証明 |
| (その3の3)※滞納がないことが確認 | (その3の2)※滞納がないことが確認 |
| できること | できること |
| 財務諸表 | 直近の所得税青色申告決算書(一般用) |
| (貸借対照表、損益計算書、株主資本等 | |
| 変動計算書) | |
| (共通) 印鑑登録証明書及び使用印鑑届 | (様式任意) |

※追加資料の提供を求める場合があります

- ②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。

- ④会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤三田市暴力団排除条例(平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しない者であること。

(2)業務の履行

仕様書は契約書の内容を補完する資料であることから、仕様書に記載されているすべての業務を履行できること。

(3) セキュリティの確保

プライバシーマークもしくは JIS Q27001 (ISMS) を取得した事業者であること。またデータセンターについては ISO27001 もしくは JIS Q27001 (ISMS) を有していること。

(4) 実績

過去5年以内(平成28年度から令和2年度)に国または地方公共団体で本業務と同種 または類似の業務を実施した実績を有していること。

6 質疑・応答

(1)提出方法

別添の質問書(様式8)により、電子メールにて提出すること。

Eメール: kouhou u■city. sanda. lg. jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため、「@」を置き換えています。

(2) 提出期限

令和3年7月2日(金)17時30分(必着)

(3)提出先

三田市市長公室秘書広報課広報係

(4)回答方法

質疑受付後、適宜、三田市ホームページの「入札・契約」ページに掲載することとし、最終回答期日は令和3年7月6日(火)17時とする。

7 参加申込の手続き

(1)提出書類

| 様式等 | 提出部数 |
|---------------------|------|
| 参加表明書(様式1) | |
| 会社概要・業務実績 (様式2) | |
| 業務実施体制 (様式3) | 各1部 |
| 業務担当予定技術者の経歴等(様式4) | |
| 業務担当予定技術者の業務実績(様式5) | |

(2) 留意事項

- ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ② 記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、 業務担当予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書または業務報 告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③ 様式4および5については、様式3「業務実施体制」に記載した業務担当予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和3年7月7日(水)17時30分

(4)提出方法

持参又は郵送に限る。

(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5)提出先

三田市市長公室秘書広報課広報係(送付先等は「14 問い合わせ先および書類提出先」を参照)

8 参加資格審查 通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。結果通知は、令和3年7月9日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

結果通知は、令相3年1月9日付け野达により行い、併せ<u>(</u>電子メールを送信する。

9 技術提案書の作成方法

(1)提出書類

| 様式等 | 提出部数 |
|--------------------|------|
| 技術提案書(様式6) | 8 部 |
| 業務の実施方針(任意様式) | 8 部 |
| 業務工程表(任意様式) | 8 部 |
| 特定テーマに対する技術提案(様式7) | 8 部 |
| 見積書 (様式任意) | 8 部 |

(2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ②本要領「1業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマ、指定様式2枚までとすること。
- ③見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

(3)提出期限

令和3年7月21日(水)17時

(4)提出方法

持参又は郵送に限る。

(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5)提出先

三田市市長公室秘書広報課広報係(送付先等は「14 問い合わせ先および書類提出先」を参照)

10 プレゼンテーション

以下のとおり、各社15分以内でプレゼンテーションを行う。

(1)開催日

令和3年7月26日(月)

(2) 実施場所・開始時間

後日連絡する。

(3) 出席者

業務担当予定技術者を含め、3人以内とする。

(4) その他

プロジェクターおよびスクリーンは三田市において用意する。

11 審査基準

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のと おりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者選定基準」及び「(2) 技 術提案書を特定するための基準」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1)技術提案書の提出者を選定するための基準

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|-----------------|--|--|----|
| 務と同種または類似の業務の実績 | 過去5年以内の本業 務と同種または類似 の業務の実績 | 配点は、①同種業務の実績が複数ある場合、 ②同種業務の実績がある場合、③類似業務 の実績がある場合の順位で評価。 | 5点 |
| | 業務担当予定技術者 | 配点は、①同種業務の実績が複数ある場合、 ②同種業務の実績がある場合、③類似業務 の実績がある場合の順位で評価。 | 5点 |
| | 専門的なノウハウや知識を有し、本市の業 務委託においても活かすことが期待できる 業務担当予定技術者であるか。 | 5点 | |
| | 本業務の推進体制 | 業務担当責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、本計画策定にむけた万全の体制として期待できる体制であるか。 | 5点 |

(2) 技術提案書を特定するための基準

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------------------------------|-----------|--|-----|
| 特定 テーマ① 効果的な情 報発信 (40点) | システムの管理機能 | 本市の情報発信をターゲットごとに効率 的、効果的に行えるシステム内容について 提示されているか。 | 20点 |
| | 利用者側の機能 | 利用者にとって、わかりやすく、操作性が 高いシステムになっているか。 | 10点 |
| | | 利用者が使いやすく、知りたい情報へ容易 にたどり着けるよう誘導できるデザイン、 構成となっているか。 | 10点 |
| 特定 テーマ② 運用・保守 (25点) | 運用 | 本市が運用するにあたって、わかりやす く、操作性が高いシステムになっている か。 | 5点 |
| | | システムの機能に関する相談体制が提示されているか。 | 5点 |
| | 保守 | SLA 等を含めた保守体制について提示されているか。 | 10点 |
| | | システムに障害が発生した場合の連絡体制など、保守範囲が提示されているか。 | 5点 |
| 提案内容 (15点) | システムの機能概要 | 本市が仕様書に示す機能内容が提示されているか。 | 5点 |
| | | 本市が要求している以外に、有効な機能などが提示されているか。 | 10点 |

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ①分類「特定テーマに対する提案内容」の合計得点が高い者
- ②参考見積書の金額が低い者

12 技術提案書審查•通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を 1 者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提

出者の負担とする。

- (3)技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5)提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した業務担当予定技術者は、原則として変更できない。ただし、 病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技 術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届 け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件 に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - 見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8)特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上(三田市内に本社本店のある者については100分の3以上)の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

14 問い合わせ先および書類提出先

三田市市長公室秘書広報課広報係

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2-1-1

電 話:079-559-5040

ファクス:079-563-1366

Eメール: kouhou u■city. sanda. lg. jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため、「@」を置き換えています。